◆日時・場所・出席者

日　　時　：　令和７年７月１日（火）　14：30-15：58

場　　所　：　SG　GROUP　ホールはちのへ（八戸市公民館）２階会議室１・２

出席委員　：　12 名

野口和也 委員、中村陽子 委員、清水博己 委員、工藤玲子 委員、
蒔田増美 委員、小泉紀之、石橋裕子委員、安田真 委員（会長）、
須永道夫 委員、佐藤貴生 委員、飯田由紀 委員、油川育子 委員（副会長）

市出席者　：　（福祉部長、及び庁内関係課）14 名

佐々木 福祉部長兼福祉事務所長
長内 福祉部次長兼障がい福祉課長、細谷地 副参事（自立支援 GL）、山口 主幹
町井 高齢福祉課長、沼岡 地域包括支援センター所長、岩間 主事兼社会福祉士
久保 こども家庭相談室長、寺沢 こども家庭相談室副室長、戸田 副参事（こども家庭支援 GL）
田中舘 すくすく親子健康課長、江渡 副参事（母子保健 GL）
三津谷 教育指導課長、竹井 主任指導主事

事 務 局　：　（福祉政策課）4 名

小笠原 福祉部次長兼福祉政策課長、中嶋 副参事（福祉政策 GL）、秋山 主幹、出河 主事

◆次　第

１　開会
２　委嘱状交付
３　市長あいさつ
４　組織会
　（１）会長及び副会長選出
　（２）会長・副会長あいさつ
５　議事
　（１）八戸市虐待等防止対策会議の概要について
　（２）各課所管の会議について
　　① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議
　　② 八戸市要保護児童対策地域協議会
　　③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会
　（３）「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画」の策定について
６　閉会

◆議事録

1　　開会

〇司会：

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和7年度第1回八戸市虐待等防止対策会議を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、福祉政策課の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、2点お知らせがございます。始めに、本日ご出席予定で、席図に記載があります千葉裕幸様ですが、急遽所用が入りまして、欠席との連絡がございました。

次に、本日の会議ですが、全て公開で行いますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

2　　委嘱状交付

〇司会：

それでは、はじめに、市長より委員の皆様へ、委嘱状を交付いたします。

順番に委員の皆様のお名前をお呼びしますので、名前を呼ばれた方は、その場で御起立ください。市長がお席まで参りまして、委嘱状をお渡ししますので、受け取られましたら御着席願います。

＜委嘱状交付＞

以上で委嘱状の交付を終わります。委員の皆様の所属団体等の御紹介は、お手元に配付しております「委員名簿」を御覧いただくことといたしまして、この場では割愛をさせていただきます。何卒、御了承願います。

3　　市長あいさつ

〇司会：

続きまして、市長より御挨拶を申し上げます。熊谷市長、お願いいたします。

〇市長：

それでは、一言御挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、このたびは、当会議の委員就任を快くお引き受けいただきましたことに、心より感謝申し上げます。当市では、子ども、高齢者、障がい者及び配偶者に対する虐待やいじめを、市民総意の下で防止するとともに、市や市民、関係機関において、虐待防止に係る取組を推進するため、平成23年3月に「八戸市虐待等の防止に関する条例」を制定し、具体的な方策の一つとして、当会議を設置しております。会議では、虐待やいじめに関する情報を共有するとともに、関連する市の施策や、市と関係機関の連携強化を図る取組について議論しているほか、昨年度は「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画」の策定過程において、その内容を協議いただくなど、虐待防止に向けた対応策の充実に寄与して

いるところであります。一方で、市内では、虐待の相談件数や、いじめの認知件数が引き続き一定数見られることから、より一層関係機関と連携し、支援体制の強化や、関連施策の推進を図る必要があると考えております。委員の皆様におかれましては、虐待やいじめのない、誰もが安心して暮らせる住みよい八戸市を築くため、幅広い見地から、忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

4　　組織会

⑴ 会長及び副会長選出

〇司会：

続いて、組織会に移ります。本日は深澤委員、千葉委員、細越委員が欠席のため、委員 15 名中、12 名の出席となっております。半数以上の御出席をいただいておりますので、八戸市虐待等防止対策会議規則第4条第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、同規則第4条第1項では、会長が議長を務めることになっておりますが、同項のただし書きで、「新たに委員の委嘱が行われた後、最初に招集すべき対策会議の会長の職務は、市長が行う。」とされております。よって、会長選出までの間、市長が議長を務めさせていただきます。それでは熊谷市長、お願いいたします。

〇議長（市長）：

ただ今、事務局から説明がありましたように、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、会長並びに副会長の選出を行います。選出は会議規則第3条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。選出方法には、投票と推薦の方法がありますが、推薦の方法でいかがでしょうか。

（異議なしの声）

御異議なしということですので、会長並びに副会長の選出は、推薦の方法といたします。どなたか御推薦をお願いいたします。

〇委員Ａ：

会長には安田委員、また副会長には油川委員にお願いしたいと思います。

〇議長（市長）：

ただ今、会長に安田委員、副会長に油川委員の推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

御異議なしということですので、会長は安田委員、副会長は油川委員にお願いすることとしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で、私の職務を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

〇司会：

安田会長、油川副会長におかれましては、会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

⑵ 会長・副会長あいさつ

〇司会：

それでは、安田会長、油川副会長より一言ご挨拶を頂戴いたします。初めに安田会長、お願いいたします。

〇会長：

皆様、ただいま紹介ありました安田です。よろしくお願いいたします。

一言ということですので、お話しさせていただきますけれども、我々、専門職ですけれども、実際に虐待を発見するや一番最初の職ではないかと思います。

虐待を発見した場合は、通報をしなければならないということになっています。その通報についても、やはり、実際にその現場を見てしまったり、発見した場合、躊躇することがあります。発見をしてすぐ通報、その場で迅速に動くことが問題となります。例えば介護支援専門員や相談支援専門員に関してお話しすれば、やはりそこで若い人はどうしてもそれを虐待と判断することがなかなか難しいということがあります。実際は、そこで通報を躊躇してしまう。それで、そのままにしてしまって、自分一人で抱え込んでしまうことがあります。それがたまりに溜まって、大きな問題になるということも実際あります。

やはりそういうことがないように、若い人たちをいかに現場で教育をしていくかということも、我々、年長者にとっては、課題であると思います。

先ほど市長もおっしゃっていましたが、八戸市でその虐待の問題をいかに少なくしていくか、なくしていくかということは、やはり我々もそうですけれども、若い、これからの人たちがいかにその現場で対応ができるかということを教育していくかが大事になってくるのだと思います。

この会議については、その若い人たちにも知ってもらって、いかに、この会議が、皆様の普段の努力を吸い上げて、各課からの報告もありますけれども、それらについて検討しているかということを知っていただきたいな思っています。

今日も各課から、報告があるかと思いますけれども、それについても皆様から本日は、忌憚のない意見をいただきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

〇司会：

ありがとうございました。続きまして、油川副会長、お願いいたします。

〇副会長：

八戸市私立幼稚園協会に所属しております油川育子と申します。熊谷市長さんがおっしゃっておられました、支援が必要な方々の心に常に寄り添い、そして支援をし続けるという、そういった態勢、私は微力ながら励んで参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇司会：

ありがとうございました。大変恐れ入りますが、市長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

5　　議事

＜配付資料確認・市側出席者（前列着席者）紹介＞

〇司会：

それでは議事に入ります。議事の進行は、会議規則第４条第１項の規定により安田会長にお務めいただきます。安田会長、よろしくお願いいたします。

〇会長：

それでは次第に従い議事を進めたいと思います。皆様の忌憚のないご意見やご提言をいただきながら円滑に議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

では初めに、本日の議題(1)「八戸市虐待等防止対策会議の概要」について事務局より説明願います。

〇福祉政策課　＜配付資料 1-1、1-2、1-3 説明＞

それでは、「八戸市虐待等防止対策会議」について御説明申し上げます。

まず、資料１－１「八戸市虐待等防止対策会議の概要」を御覧ください。

当会議は虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて話し合い、虐待防止策等の充実につなげることを目的として設置されています。

運用体制としては、市の施策、事業について委員の皆様から御意見や御提案をいただくほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市へ助言をいただくこととなっております。また、各課所管の個別会議は当会議とは独立した関係でございますが、各会議での状況を当会議にて報告する等、相互の連携を通じ、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高めております。当会議の委員構成でございますが、定数は 15 名でございます。今回委嘱申し上げました皆様の任期は令和７年７月１日より２年間、令和９年６月 30 日までとなっており、表のとおり各分野から 15 名の皆様に御協力をいただいております。また、会議は、お諮りする案件がある場合に随時開催させていただいております。令和７年度につきましては、現時点で臨時会議の開催予定はございませんが、今後お諮りしたい案件が生じた場合は、別途お知らせさせていただきます。

次に、当会議と各課所管の個別会議の関係性について、資料１－２を御覧ください。連携する各課所管の個別会議としては、資料下半分のとおりでございまして、高齢福祉課及び障がい福祉課所管の「八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」、こども家庭相談室所管の「八戸市要保護児童対策地域協議会」、教育指導課所管の「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の３つとなっております。

こちらについては、後ほど各課より、所管する個別会議の開催状況や当市の現状、取組等について報告いたします。

最後に、資料１－３をご覧ください。「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの重大事態に係る再調査機関について、「八戸市いじめ問題再調査委員会」が新設されましたので、説明いたします。まず、重大事態が発生した場合の対応の流れから説明いたします。下段の「再調査を命じた場合」までは、新・旧同じ流れとなりますが、資料の右側をご覧ください。重大事態が発生した場合には、その報

告を受けた市教育委員会が、調査主体を学校にするか、市教育委員会にするか、判断することとなります。学校が調査主体となる場合には、調査組織が設置されますが、市教育委員会が調査主体となる場合には、八戸市いじめ問題専門委員会が設置されます。いずれの場合であっても、事実関係を明確にするための調査、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供等を経て、最終的に調査結果を市長へ報告することとなります。今回の変更は、この調査結果を受けた市長が、再調査を命じる場合の「再調査機関」となりますが、具体的には、これまでは、「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」に基づき、再調査機関として、八戸市虐待等防止対策会議が位置づけられており、「いじめ調査専門部会」を招集した上で、具体的な調査をすることとしておりました。一方で、資料の左側、変更後の対応になりますが、令和７年１月１日付で「八戸市いじめ防止対策推進条例」が施行されたことに伴い、再調査機関としては、「八戸市いじめ問題再調査委員会」が新たに設置されることとなり、同会議で再調査を行い、意見を市長へ答申することになります。今回の変更により、重大事態が発生した場合において、当会議の関与はなくなりましたが、先程、資料１－２で御説明しました、個別会議である「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」との連携は、従来どおり継続して行ってまいります。説明は以上でございます。

〇会長：
　ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご意見ご質問はございませんでしょうか。

〇委員Ｂ：
　いじめ問題再調査委員会が条例の 18 条で決められていると思います。委員会を置くと言っている主体はどちらになるのでしょうか。

〇教育指導課長：
　設置につきましては、当委員会で設置をして再調査を、委員会のほうで設置し調査していくというふうになっております。以上です。

〇委員Ｂ：
　17 条によりいじめ問題専門委員会ということで、形的には同じ規定がありますけれども、17 条についても同様に考えてよろしいのでしょうか。

〇教育指導課長：
　失礼いたしました。いじめ問題再調査委員会は市長が設置するというふうになってございますので、大変失礼いたしました。訂正いたします。

〇委員Ｂ：
　17 条についてはどうでしょうか。

○教育指導課長：

条文のほう今手持ちございませんので、今、ここでは回答できないのですけれども、17 条が八戸市教育委員会、そして 18 条が市長というふうに認識をしております。

○委員Ｂ：

教育委員会は独立行政委員会ですので、学校の設置者ではないと思われます。

○教育指導課長：

この件につきましては、後日整理させていただきますので、改めてご説明のほう差し上げたいと思います。大変申し訳ございませんが、ご容赦いただければと思います。

○委員Ｂ：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○会長：

他に意見がなければ(1)の案件は終了し、次の議題に進みたいと思います。

(2)の各課所管の会議について事務局からの説明ですけれども、①の案件については高齢福祉課と障がい福祉課から、②の案件についてはこども家庭相談室から、③の案件については、教育指導課からそれぞれ順に説明をしてください。委員の皆様からのご意見やご質問は、説明が全て終了してからお伺いします。

では事務局からの説明をお願いします。

○高齢福祉課　＜配付資料 2-1 説明＞

それでは、「①八戸市高齢者・障がい者虐待ケース会議」のうち、まず初めに、「八戸市における高齢者虐待の現状」についてについてご説明させていただきます。資料２－１をお開き願います。

「１.相談受理及び対応体制」ですが、当市では、市内 12 の日常生活圏域ごとに高齢者支援センターを設置しており、当センターと高齢福祉課内に設置する八戸市地域包括支援センターが連携して、虐待の相談や通報の受付、事実確認及び高齢者や養護者に対する支援を行っております。

「２．養護者による虐待の状況」ですが、令和６年度につきましては速報値になります。「１.相談件数」は、令和６年度は 115 件ございまして、前年度よりも多くなっております。そのうち、虐待あり又は疑いありの件数は９７件ございました。「２.虐待ありの内容」97 件の内訳ですが、重複しているケースもあるため、全体の件数とは異なりますが、身体的虐待が 63 件、心理的虐待が 48 件、経済的虐待が 10 件、介護放棄が４件、性的虐待が 0 件となっております。

「３.主な相談通報者とその割合」ですが、「警察」が約６割で最も多い状況となっております。

「４.虐待を受けている高齢者の特徴」でございますが、性別では、女性が７割を占めており、年齢では「70 歳代」が約半数を占めております。要介護認定を受けている方の割合は全体の３割で、そのう

ち要介護１、２の方で全体の約６割を占めております。

「５.虐待を行った養護者の特徴」でございますが、本人との続柄で見ると、「夫(36.7%)」や「息子(32.7%)」、「娘(13.3%)」からの虐待が多い傾向にあります。裏面をご覧ください。

「６.虐待の要因」といたしましては、これまでと同様、夫婦喧嘩や親子喧嘩の延長で通報される事例が多く、日常的な口論や日常生活の些細なトラブルから、感情的になって怒鳴ってしまう、高齢者を叩いてしまうなどの、暴言や暴力に発展しているケースが多くなっています。

「７.対応結果の概要」につきましては、令和６年度内に対応が終結したのが40件、フォローアップ期（虐待対応後、月１回程度の状況確認などを行う）が60件となっております。多くの事例は、大体60日程度で集中的な支援が終わるという状況になっております。高齢者と養護者を分離した事例についてですが、資料の件数に誤りがございますので訂正させていただきます。分離した事例19件の内訳が、入院９件、施設入所６件、その他転居等６件となっておりますが、正しくは入院６件、施設入所６件、その他転居７件となりますので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。多くの事例は、当事者への助言及び指導、あるいは見守りといった形でその後虐待が再発しないように、あるいは発生してもすぐに見つけて重大な事態に至らないように対応を行っています。「3.その他」といたしまして、別紙にて「虐待対応業務の流れ別紙１」と毎月開催している「虐待対応進行管理会議について別紙２」の資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。資料２-1の説明は以上です。

〇障がい福祉課　＜配付資料2-2説明＞

続きまして、障がい福祉課から、「八戸市における障がい者虐待の現状について」ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。資料2-2をご覧ください。

まず１の「相談受理及び対応体制」についてでございますが、平成24年に「障害者虐待防止法」が施行されたのを受けまして、市障がい福祉課及び市が委託している3か所の相談支援事業所で構成する「八戸市障がい者虐待防止センター」を設置し、相談対応を行っております。

次に、2の「養護者・施設従事者等・使用者による虐待」の相談件数、虐待の内容等についてご説明いたします。１）の「相談件数」ですが、令和６年度の相談件数は35件、うち虐待と認定した件数は12件と、令和４年度、令和５年度より多い状況となっております。2)の「虐待の内容」につきましては、令和６年度は身体的虐待２４件、心理的虐待１５件、経済的虐待２件、性的虐待が３件となっております。相談１件につき複数の虐待内容が重複している場合があるため、相談件数と同数となっておりませんのでご了承願います。3)の「虐待を受けたと思われる者の障がいの種別」につきましては、令和６年度は身体障がい者３人、知的障がい者１１人、精神障がい者17人、不明が４人となっております。なお不明の４人は、障がい手帳がない児童のため、不明とさせていただいております。4)の「主な相談通報者」につきましては、令和６年度は「警察」及び「施設従事者」、「病院」となっており、うち警察からの通報が２５件と一番多く、全体の７割をしめております。5)の啓発活動につきましては、障がい福祉課の窓口にパンフレットを設置しているほか、市のホームページへの掲載や、集団指導時に事業所への周知を行っております。

次のページをご覧ください。障がい者虐待が発生した場合のフロー図を記載しております。対応の流

れはフロー図のとおりですが、簡単に説明させていただきますと、相談窓口である障がい者虐待防止センターへ虐待の通報・相談があった場合は、直ちにコア会議を開催し、通報内容等を検討して、初動対応の方針を決定します。そのうえで、事実確認や訪問調査等を行い、その調査結果等をもとに、再度コア会議を開催して、虐待認定の有無や障がい者等への援助方針など、今後の対応を決定します。その後は、電話・訪問等による状況確認などモニタリングを実施し、虐待対応の終結や通常支援への移行等の検討を行います。障がい福祉課の説明は以上でございます。

〇高齢福祉課　＜配付資料 2-3 説明＞

続きまして、八戸市高齢者・障がい者虐待ケース会議の実施状況につきまして、ご説明させていただきます。資料２-３をご覧ください。

「１.会議の目的」でございますが、この会議は、高齢者及び障がい者への虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、原因を明らかにすると共に、家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関の方々から広く意見を聴取することを目的として開催しております。

「２.開催状況」でございますが、令和 5 年度に一度開催したのを最後に、昨年度は開催しておりません。

「３.今後の見通し」ですが、引き続き必要に応じて専門家の意見を聴取しながら対応していきたいと考えております。また、処遇困難事案の検討を通じて専門機関への支援も行っていきたいと考えております。

「４.虐待防止のための取組」についてですが、高齢者虐待につきましては、高齢者虐待に関する周知啓発を図ることで、虐待の防止及び早期発見に繋げることを目的に、市民や高齢者福祉施設の職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を毎年開催しております。また、市内 12 の高齢者支援センターが中心となり、市の高齢福祉課と連携し、虐待の相談や通報を受け付け、事実確認及び支援を行う体制を整備するとともに、虐待の有無の判断および支援方針の検討等を行うことを目的に、進行管理会議（資料 2-1 別紙２）を毎月開催しております。なお、この会議につきましては、障がい福祉課職員の方にもご出席いただいて、両課の連携を図っています。障がい者虐待の相談受理や対応体制につきましては、障がい福祉課及び市内３カ所の市委託相談支援事業所である「障害者相談・活動支援センターぴあみなと」、「地域生活支援センター青明舎」、「地域活動支援センターハートステーション」に八戸市障がい者虐待防止センターを設置し相談対応を行っております。また、調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断に当たっては、障がい福祉課内でコア会議を実施し、方針決定を行っております。虐待防止のための取組といたしましては、窓口での障がい者虐待に関するパンフレット配布や市ホームページへ障がい者虐待防止法について掲載し、広く障がい者虐待について周知を図っております。今後も引き続き、高齢者及び障がい者の虐待防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。資料２-３の説明は以上です。

〇こども家庭相談室　＜配付資料 3 説明＞

こども家庭相談室から、八戸市要保護児童対策地域協議会についてご説明いたします。まずは、資料３－１「八戸市要保護児童対策地域協議会について」をご覧ください。

要保護児童対策地域協議会は、関係者の間におきまして、略して「要対協」と呼んでおります。

この要対協とは、児童虐待などにより保護者に監護させることが不適当であると認められるか又は保護者がいない「要保護児童」、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」、出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる「特定妊婦」に関して、　関係機関で情報交換や支援内容について協議を行う機関として法的に位置づけられている、「子どもを守る地域ネットワーク」です。会議は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の３層からなります。

令和６年度の開催状況につきましては、関係機関の責任者が要対協全般についての話合いを行う代表者会議を１回、関係機関の担当者が参加し、管理しているケースの進捗管理を行う実務者会議を毎月１回の開催で計 12 回、直接関わっている担当者が具体的な支援内容について協議する個別ケース検討会議を 12 回開催しております。

次に、資料 3-2「令和６年度八戸市における児童虐待の現状について」ご説明いたします。

八戸市が対応した令和６年度の児童虐待相談処理件数につきましては、令和５年度からやや増加の１２６件となっております。虐待内容の内訳は、昨年と同様の傾向となっており、およそ半数を心理的虐待が占め、そのうちこどもの前で夫婦喧嘩を行う面前 DV によるものが主なものとなっております。

次に、２の全国及び青森県内の児童虐待相談対応件数をみますと、八戸児童相談所の相談対応件数は令和５年度並みに高止まりの 750 件となっており、県内６児童相談所の中で最も多くなっております。

次に、３の児童虐待防止に関する研修につきましては、市では、八戸圏域連携中枢都市圏事業として、児童虐待防止対策の強化を図るため研修会を実施しており、令和６年度は、専門職向けの支援技術習得のための研修会と、住民への啓発を目的とした研修会を各１回実施しております。

次のページにまいりまして、４の児童虐待対応の流れは、児童虐待に関する相談が寄せられたあとの流れを、フロー図に表したものとなりますので、後ほどご覧ください。

３ページにまいりまして、５の児童虐待死亡事例検証報告書についてご説明いたします。

昨年１月に八戸市内で発生した児童虐待死亡事例につきまして、県が児童虐待の防止等に関する法律に基づき事例検証を行い、当市や八戸児童相談所に関する対応上の問題点や課題、再発防止に向けた提言などを盛り込んだ検証報告書が、本年３月 17 日に公表されております。

この検証報告書では、当市に関する指摘事項といたしまして、転入手続き時のリスクアセスメント、八戸市要保護児童対策地域協議会における対応方針の検討と役割分担の明確化、関係機関の情報共有と連携体制の構築の３点が挙げられております。

それぞれの指摘の具体的な内容につきましては、まず１点目の転入手続き時のリスクアセスメントにつきましては、当該世帯が当市に転入手続きをした際、保護者との面接だけで、こどもたちを目視で確認していなかった点について指摘されており、こどもの所在確認やリスクアセスメントを行い、こどもを支援する体制を構築することが提言されております。また、死亡した児童が保育所や幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていない未就園児であったことから、未就園児の世帯リスク要因を確認し、必要な支援を適切に実施できる体制を構築することも提言されております。

次に、２点目の要対協における対応方針の検討と役割分担の明確化につきましては、要対協では短時間で多くのケース検討を行うため、具体的な対応方針の協議や役割分担の検討が行われなかったことが指摘されており、要対協の進行管理について、ケースの重篤度や関与が必要な程度に応じたランク分け

を行い、要対協の調整担当機関であるこども家庭相談室が主体的に情報を整理した上で要対協を運営すること、また、情報提供ケースについて、どのような状況になった場合に要対協管理ケースとするのか取扱いを定め、関係機関で共有することが提言されております。

それから、３点目の関係機関の情報共有と連携体制の構築につきましては、児童相談所は市に対して当該世帯の指導終結を伝えたとする一方、市は把握していなかったことから、両者の連携不足が指摘されており、児童相談所から市へ世帯の支援を引き継ぐ際には、事前に児童相談所から世帯に対し、①児童相談所から市へ世帯の情報を提供すること、②市から世帯に直接連絡をすることの２点を確実に伝え、世帯から同意を取るように努めることが提言されております。

これら提言内容についての当市の対応状況ですが、まず、１点目の転入手続き時におけるリスクアセスメントにつきましては、当市は令和６年４月に、市総合保健センター内に「こども家庭センター」を設置し、児童福祉機能をこども家庭相談室が、母子保健機能をすくすく親子健康課が担い、両機能の一体的支援を実施する体制を構築しております。また、市では、事例発生後すぐに、当時の対応を振り返りながら業務の点検を行い、母子保健の転入手続き時には、保護者からこどもの養育状況を丁寧に聞き取るとともに、目視による所在確認を徹底し、目視確認ができなかった場合には、保健師等が家庭訪問を行うなど、より詳細な状況把握に努めております。さらに、市では、３歳以上の未就園児で、公的サービスにつながっていないこどもがいる家庭について、相談員が家庭訪問を行い、こどもの安全確認や養育状況の確認を行っております。

次に、２点目の要対協における対応方針の検討と役割分担の明確化につきましては、要対協の運営について、県が「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を本年３月に改訂し方針を示したことから、それに基づき、市と児童相談所のどちらが主担当機関として進行管理の責任主体となるのか役割分担を明確にするとともに、今後、要対協で管理登録するケースのランク分けやケース検討の頻度について取り決めを検討していくこととしております。また、情報提供ケースにつきましては、県の示した基準に則り管理登録することとし、関係機関に説明・共有しております。

それから、３点目の関係機関の情報共有と連携体制の構築につきましては、児童相談所から市へ引き継ぎを受ける際には、口頭だけでなく文書により引継ぎを受けるとともに、児童相談所が世帯から情報提供の同意を得られたか確認しながら、同意を得られなかった場合には、家庭への接触方法について一緒に検討し、状況に応じた支援を行っていくこととしております。

その他、検証報告書の提言内容ではありませんが、当市が実施した対策として、資料記載のものがあります。

次の資料にまいりまして、資料 3-3「令和６年度八戸市におけるＤＶ防止の現状について」ご説明いたします。

八戸市の女性相談件数に関しましては、令和５年度の 961 件から令和６年度 704 件と減少しておりますが、これは、件数が多くなっていた要因である特定のケースについて進展し、対応件数が減少したことによるものと思われます。なお、相談内容の内訳としましては、夫等のパートナーからの暴力による相談が３９０件となっており、半数を占めております。

２の DV 相談受付件数にまいりまして、県内全体を見ますと DV 相談は増加しており、県全体 1,679 件

のうち八戸市民からの相談は４７１件と、およそ３割を占めております。

次に、３の啓発活動につきましては、市では、DV 防止の啓発活動として、児童虐待 DV 防止月間である 11 月に、相談窓口を明記したポケットティッシュをショッピングセンターで配布、総合保健センターのライトアップを行っております。また、教育保育施設が一堂に会する会議や民生委員児童委員協議会の場において、職員が出向き虐待防止啓発チラシの配布や相談窓口の周知も行っております。

最後に、４の関連計画及び会議といたしまして、令和６年度までは、令和２年３月に策定した「第２次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づき、DV 防止に係る各種取組を進めてまいりました。なお、令和７年度からの新たな計画については、この後の議題３でご説明いたします。また、ＤＶ庁内連絡会議では、DV 被害者に係る支援を円滑に進めるため、庁内関係課が集まり支援体制についての情報共有や意見交換等を行っており、令和６年度は３回実施しております。

以上でこども家庭相談室からの説明を終わります。

〇教育指導課　＜配付資料 4 説明＞

教育指導課より資料 4、当市におけるいじめ問題の現状についてご説明いたします。着座にて失礼します。いじめを認知した件数を 1,000 人当たりの数値、これを令和元年度から令和 5 年度まで、当市、および本県と全国の数値を計上しております。令和 6 年度の情報については、現在、文部科学省で集計作業中であり、現時点では公開情報となっていないため、今回集計紹介することはできません。ご理解いただければと思います。全国的にいじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度に一旦減少しましたが、その後 3 年連続増加し、過去最多を記録しております。増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS 等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられると、文部科学省では考察しております。一方、当市においては、令和 2 年度から減少を示していましたが、令和 5 年度は、小中学校とも増加しました。令和 5 年 5 月、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、感染対策をとりながらも、日常的に授業や学校行事、部活動など様々な活動がコロナ前に戻ったことで、児童生徒間の関わりも増えたことが原因として考えられます。

次に、学年別の認知件数についてです。全国的にも、当市においても小学校 2 年生、3 年生の認知件数が多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向にあります。学年が進んでいくとともに数値が下がるのは、低学年のうちに小さなトラブルを見逃さず、丁寧な指導を繰り返すことで、友達との関わり方を学んでいくという反面、周りに心配をかけたくないと思い始めたり、いじめている相手に伝わることを懸念したりするなど、容易に誰かに打ち明けない傾向が出てくるといった原因も考えられます。このことから思春期に見られる心理などを踏まえ、発達段階に応じた適切な対応と支援を行っていく必要があります。

裏面をご覧ください。いじめの解消率についてです。いじめを解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。一つ目は、被害者に対する心理的または物理的な影響

を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安としております。二つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認することとなっております。

令和5年度、本県全国では令和4年度とほぼ同様の解消率を示し、当市においては減少いたしました。当市では、令和3年度から各学校に対して、いじめを認知した一人ひとりについて、解消状況についても報告を受けることとし、学校はきめ細かく支援指導を行っていますが、児童・生徒間のトラブルから、保護者間のトラブルに発展するケースも見られ、学校現場では指導に苦慮していることがわかります。

次にいじめの対応についてです。多い順に、小学校中学校とも冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。2番目に、小学校では軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする中学校では、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。3番目に、小学校では広くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする中学校では仲間外れ、集団による無視となっております。近年増加傾向にあるパソコンや携帯電話等での誹謗中傷は全体の中で、小学校では1%、中学校では12.6%となったように、令和4年度と比較して若干の増加となっております。具体的には、SNS等を通じての言葉のトラブルなものとなっております。

次にいじめ発見のきっかけについてです。当市では全ての学校のアンケート調査を実施しております。いじめに関するアンケート以外にも、生活の様子についてのアンケートや、各学習活動の振り返りシート中学校でワーク生活ノートを通していじめを発見している例もあります。その他、いじめの発見について、各学校の取り組みを掲載いたしました。

最後に、いじめ事案については積極的に認知し、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であると考えております。

引き続き、各学校と保護者、地域住民、関係機関等と緊密に連携を図り、いじめ問題に取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

以下、議題（2）①～③に対する質問・意見《発言委員ごとに区切り線》

〇委員Ｃ：

ご説明ありがとうございました。少しご質問させていただきたいと思います。

高齢者虐待や障がい者虐待のところで、主な相談通報者というところがあると思います。多分、虐待というものの防止は社会の目、それぞれの市民の方々を含めたその認知と、正確な理解、そして協力のもとに守られるものがあると思うのですが、その点からした時に、この相談通報者というところに警察というところの割合が非常に高く見えています。高齢者虐待のところでは、その日常、家庭内の夫婦喧嘩みたいなところを市民の方が、見つけ、発見して気にかかって警察に通報し、警察の方がそこに出向いて、これが虐待だというような流れでこの警察という風になる場合もあるのだとは思うんですが、他のところで見たときに、この市民の方がこれは虐待か

どうかというところを見極めて、直接通報、相談というところはすごく少ないのか、それとも警察の方が直接その場に、あ、これは虐待だというような見かける機会があってこのような割合になるのか、という２つの見方があると思うのですが、この通報相談者というところの割合が少し細かく分かれるような気がするのですが、そのあたりはこの統計のところで、把握する必要がないのか、それともこういう風なところでまとめられているのかというところと、児童虐待についてのところはこの項目自体がないので、どんな風なところからその虐待が発見されて対応にいたるのかが見えてこないのですが、もし分かる範囲であれば教えていただきたい。

もう１点は当市におけるいじめ問題の現状というところで、お伺いしたいのですが、資料のところで、資料４の裏面のところ、八戸市が全国と比べて先生方の頑張りや対応で、非常に割合としてこどもたちのことを守れているということが読めるところです。その中で例えば当市におけるいじめの発見のきっかけという風になった時に、学校の先生方はその下の発見の取り組みのところで、日常の観察、情報交換、丁寧な聞き取り等を行いながら、こどもたちの健やかな成長を守ってくださっているという風に思うんですが、この発見のきっかけの多い順というところでは「アンケート調査等」という「等」がついていて、これが先生方の日々のこどもたちへの関わりや見取りのところも含まれての「等」に当たるのか、これであると年に１、２回行われているこのアンケートの結果が多くそれを占めているという風にも少し感じたので、そのあたりのアンケート項目というところの詳細を教えていただきたいのと、もう一つはこれだけ効果がある発見のきっかけのアンケート調査なのですが、学校独自のアンケートという風になっていて、それぞれの工夫がなされていることはよく理解するところなのですが、この市内においてどのようなアンケートの項目、どのような視点を持つことが、より多くこどもたちのいじめという状況を発見して対応できるのかというような点についての分析等があれば教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

〇会長：

では、高齢福祉課の方からよろしくお願いいたします。

〇高齢福祉課：

はい、高齢福祉課から回答申し上げます。

相談通報者について、警察が６割ということで、市民の方からの発見からという風に委員の方からお話ございましたけれども、おっしゃる通りです。ご自宅で、近所の方が騒いでいるということで警察に通報するケースももちろんございます。

そのほか、資料でもご説明しましたが、家族、ご家族同士の夫婦喧嘩っていうところで、家庭内で、あとは本人が直接警察の方に通報する、あるいは警察に駆け込むということもございます。また逆に、その養護者と高齢者が喧嘩をしているところを仲裁した家族、娘さんや息子さんなどが通報されるというようなケースもございまして、これが相談通報者の警察の約６割という結果になってございます。

その内訳ですが、それぞれ警察を通しますと警察の方から高齢福祉課の方に、高齢者虐待事案通報票という、虐待事案の通報票が来ます。それをもとに、虐待の調査ということを行うのですけれども、申し訳ございません、その１件１件を数えれば、そういった内訳というところは出てくるかと思うんですけれど、今現在そこまでの

細かい数値というのは出してございません。以上でございますが、よろしいでしょうか。

〇会長：
　続きまして、障がい福祉課、よろしくお願いします。

〇障がい福祉課：
　障がい福祉課です。まず、令和 6 年度の相談件数 35 件の内訳からご説明をさせていただきます。資料の 2 の 2 になります。35 件の内訳のうち、家庭内で起きている養護者によるものが 27 件ありました。その他に、施施設内で起こっていると思われる施設従事者によるものが 8 件ありました。一方で、使用者、障がい者雇用により障がい者が仕事先で虐待を受けているということは、令和 6 年度はございませんでした。それが 35 件の内訳となります。この 35 件の内訳のうち、警察からの通報は 25 件ありました。大体警察からが 7 割になります。そして、施設従事者に関しては施設職員からの通報が 5 件あります。病院は 2 件、家族からも 2 件、あと匿名は 1 件。この匿名は、施設職員となりますが、名前を明かさないうえでの通報がありました。
　施設は 8 件ですけれども、そのうち 4 件が児童関係の施設になっております。高齢福祉課と同じように、障がい福祉課のほうでも警察からの通報が来て、それに対応しているというところになります。よろしいでしょうか。

〇会長：
　はい、ありがとうございます。では、こども家庭相談室、よろしくお願いいたします。

〇こども家庭相談室
　はい、児童虐待についての相談経路についてご説明いたします。令和 6 年度 126 件の虐待対応をしておりますが、その中で最も多かったのは、青森県三八児童相談所から、「対応お願いします」ですとか、「調査をお願いします」ということで、話が市に来たケースです。そちらが全部で 50 件ございまして、これが一番多い経路になっておりました。
　その他、相談の経路としまして、例えば、保健所とか市の関係部署とか関係機関、自治体ということになりますが、気になるご家庭があったということでの相談が全部で 24 件。あとは、ご家族の方からの相談、こちらが 18 件。その他 34 件となります。その他の内訳としては、例えば、保育所や福祉サービス事業所からの連絡ですとか、あるいは、虐待を受けている子の友達の保護者からの連絡、民生委員の方からとなります。匿名の方の通報もございます。これらの内訳の詳細はいまありませんが、その他として全部で 34 件、合計で 126 件のケースとなっております。以上でございます。
〇会長：
　はい、ありがとうございます。では、教育指導課、よろしくお願いいたします。

〇教育指導課：
　はい、教育指導課です。アンケート調査等ですが、いじめに関するアンケートはもちろん年 3 回から 12 回を

行っているんですが、それ以外にも、例えば小学校であれば、各行事の後の行事の振り返りの中でその中の記述から発見したりですとか、中学校であれば毎日、担任の先生に提出する生活ノートというもの、ライフというものがあるのですが、その中に相談を書いてきたり、そういうところを通して発見するというところがあることから、「等」という風にしております。

学校独自のアンケート調査の項目ですけれども、直接「いじめられていませんか」っていう表現ではなくて、「学校で何か困っていることはありませんか」とか、「家庭で何か困っていることはありませんか」っていう風な表現にして幅広く認知できるようにしております。またその視点の分析っていうところについては、市教育委員会では行っておらず、把握していないというところになります。以上になります。

〇委員Ｃ：

はい、ありがとうございました。いじめ発見のところで、もう少しお伺いさせてください。今、先生方が細かに子供たちが呟く様々な表現を拾い上げながら、発見していただいているというのはよく説明で分かったところなんですが、例えば子供たちの表情を見ているときにそれがとても気になって、担任の先生が何かあるのではないか、というところから発見に至った場合、そういうものは今回のこのようなまとめの中では、パーセントが少ないから入っていない、というところになって、今もしそれが数値はどれくらいですかということをお伺いしたら、教えていただけるようなところにあるんでしょうか。

〇教育指導課：

担任とのやり、担任と子供の観察から SOS が見つかったりですとか、相談があった場合には、「担任が発見」という項目があります。また、「学級担任以外が発見」っていう風な項目もありますが、数値については、今持ち合わせがありませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

〇会長：

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

〇委員Ｄ：

少し細かい点について聞きたいと思っております。65 歳以上の方が、配偶者暴力相談支援センターの方に相談した場合、どこの課、どちらの担当者が主体になって対応にあたるのかというのを聞きたかったです。

〇会長：

はい、ありがとうございます。高齢福祉課に対する質問でよろしいでしょうか。

〇委員Ｄ：

はい。それでも良いです。

〇高齢福祉課：

はい。お答えいたします。え、65 歳以上であれば、高齢福祉課の方で対応させていただきます。以上でございます。

〇委員Ｄ：
全て高齢福祉課の方に委ねるということですか。

〇高齢福祉課：
はい、高齢者虐待対応ということであれば、高齢福祉課でございます。

〇委員Ｄ：
配偶者暴力の相談も高齢福祉課の方に担当が行くということですね。で、実際、対応に当たるのは高齢者支援センターですか。DV 防止法と高齢者虐待防止法、その関係性とか、対応の主体がどこにあるのかというのが分からないので教えていただきたいです。高齢者支援センターが DV の相談のほうも主体的に行っていく、その知識とか知見を有しているということでしょうか。

〇高齢福祉課：
高齢福祉課は、DV でなくても、まずは 65 歳以上の高齢者の方からご相談があれば、お話を伺い、対応します。もちろん虐待であれば、虐待の対応でございますけれども、DV ということであれば、必要であれば専門の関係機関や担当課の方に回したり、聞くなりして、高齢者のほうを支援している状況でございます。まずは、まあ、相談があれば受付はいたしますというところでございます。以上です。

〇委員Ｄ：
質問が分かりにくかったと思うのですけど、65 歳以上の方が配偶者暴力相談支援センターに相談した場合に、高齢福祉課とどのように連携していくのでしょうか。

〇こども家庭相談室：
65 歳以上の方が、DV でご相談いただいた場合ということですけれども、私どもの相談室で一旦お話は全て伺います。伺ったで、高齢福祉課や障がい福祉課に、電話連絡などを取りまして、連携しながら対応を考えていきたいっていうことで、一旦、相談は全て聞いた上、関係課との調整を行っております。

〇委員Ｄ：
はい。ありがとうございます。実際、過去に、暴力は無かったのですけど、言葉による心理的な DV がある夫婦がいて、その被害を受けている方が DV の相談支援センターに行ったら、65 歳以上はもうこちらではないと言われてしまったことがあったようです。私、実際関わっていないので、あくまでその方が言っているだけです。勇気を出して、センターまで行ってみたようなのですけど、高齢者支援センターへ行ってくださいって言われてしま

ったようですので、ちょっと確認でした。

連携して対応していただけるということですね。はい、ありがとうございます。以上です。

〇会長：

はい、ありがとうございました。他に御意見・御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

〇委員E：

DV 相談について、参考までに実態を教えていただきたいのですけれども、相談内容としては、被害相談が多いかと思うのですけれど、加害者というか、暴力的な言動をしてしまうということで、自分の言葉とか行動についてどういう風にしていったらいいかという部分で、ご相談してくる方っていらっしゃるのかというか、加害者側の相談があるのかどうか、教えていただきたいなと思います。お願いいたします。

〇こども家庭相談室：

加害者の方からのご相談ということですけれども、ほぼほぼ、被害者の方からのご相談を受けております。

〇委員E：

ありがとうございます。私、普段大学の学生相談室で勤務しているのですけれども、大学生ぐらいの年齢までですと、自分の性格ですとか、コミュニケーションの方向とかに悩んで、自分の粗暴な振る舞いをどうしたらいいか、というような相談も時々あったりするのですけれども、社会に出てからというか、成人になってから、自分の人との関わり方とか、パートナーとか、家族への関わりについて、どうもコントロールがうまくできないという風に悩んだ場合に、どこに繋いだらいいのだろうっていうことを時々考えるんですね。

以前、一般の方から、自分自身が、家族に対してそういう攻撃的な態度しか取れないというような相談もあったりしたのですけれども、そういったときに、どこが窓口になるのだろうかっていうところ、あの、ちょっとうまく繋げなかったなと思うんですけれども、何かそういう窓口とかあったりするのでしょうか。何かこうそういう相談窓口があるかどうかお聞きしたいなと思います。

〇こども家庭相談室：

はい、こども家庭相談室ですが、市で加害者というか、自分の対応をコントロールできないという方の相談を受ける窓口は特別ないのですが、民間、NPO 法人のようなところで、加害者プログラムをやっている団体さんが県内と宮城県に活動拠点を持って、活動されておりますので、おそらくそういうところをご案内する形になると思います。以上です。

〇委員E：

かしこまりました。ありがとうございます。

○会長：

他に意見がなければ(2)の案件は終了し、次の議題に進みたいと思います。

(3)八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画の策定について、こども家庭相談室、説明をお願いします。

○こども家庭相談室　＜配付資料５説明＞

こども家庭相談室から案件（３）につきまして、御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。資料５「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画の策定について」をご覧願います。

本計画は、昨年度、当会議において計画案をご審議いただいたものでございます。

まず、１「計画策定の趣旨」でございますが、市では、平成24年９月に「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、ＤＶの防止及び被害者の保護、自立支援に取り組んでまいりました。また、女性福祉の増進と、人権が保護され、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月に施行され、市町村は基本計画を定めることが努力義務とされました。これらのことから、これまでの市の取組み状況を踏まえ、ＤＶ対策の一層の推進と困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、政策的に関連が深いこれらの計画を一体的に策定したものでございます。

次に、２「計画の概要」でございますが、(1)「計画の位置づけ」といたしましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画とするものでございます。

(2)「計画期間」は、令和７年度から令和11年度までの５年間でございます。

(3)「計画の対象」を、配偶者や交際相手からの暴力による被害者、いわゆるＤＶ被害者、及び日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とし、支援を進めてまいります。

(4)「 基本目標と施策の方向」でございますが、基本目標は、表の左側に記載のとおり、「Ⅰ 困難女性等が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会づくりの推進」以下、４つの基本目標を設定しており、この４つの基本目標に沿って、表の右側にお示しした、８つの施策の方向を定め、それぞれについて取組を進めてまいります。

最後に、３「策定経過」でございますが、昨年６月から本年２月まで、ＤＶ被害者支援庁内連絡会議及び虐待等防止対策会議をそれぞれ計３回開催し、検討、審議いただき、パブリックコメントを経て、本年３月に本計画を策定したところであります。

最後になりますが、委員の皆様のお力添えにより策定いたしました計画は、別添のとおりでございます。市では、本計画に基づき、幅広く相談を受け止め、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。誠にありがとうございました。

以上で説明を終わります。

〇会長：

はい、ありがとうございました。ただ今の説明に対して、委員の皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。無ければ(3)の案件は終了します。

本日予定していた案件は以上となりますが、せっかくの機会ですので、議題以外で、他に何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。ご意見がないようですので、本日の会議における委員からの意見は以上ということでよろしいでしょうか。

本日は各課所管の会議について開催状況や虐待の現状について委員の皆様にご確認いただきました。これをもちまして議事を終了し、進行を事務局にお返ししたいと思います。

6　閉会

〇司会：

安田会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回八戸市虐待等防止対策会議を終了いたします。なお、次回会議の開催は未定でございますが、お諮りしたい案件が発生した際には都度ご案内をさせていただきます。それでは各分野でのご協力よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。